

(新)  
審 査 基 準  
平成 30年 4月 1日作成

審査基準（犯罪被害者等給付金の支給についての裁定）新旧対照表

(旧)  
審 査 基 準  
平成 26年 11月 1日作成

|  |
|--|
| 法 令 名：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律  |
| 根 拠 条 項：第11条第1項  |
| 処 分 の 概 要：犯罪被害者等給付金の支給についての裁定  |
| 原権者（委任先）：高知県公安委員会  |
| <p>法令の定め：<br/>         犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第2条（定義）、第3条（犯罪被害者等給付金の支給）、第4条（犯罪被害者等給付金の種類等）、第5条（遺族の範囲及び順位）、第6条（犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合）、第7条（他の法令による給付等との関係）、第8条（損害賠償との関係）、第9条（犯罪被害者等給付金の額）、第10条（裁定の申請）、第11条第2項及び第3項（裁定等）、第12条（仮給付金の支給等）、第13条第1項及び第3項（裁定のための調査等）、第15条（不正利得の徴収）</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第1条（法第2条第5項の政令で定める要件）、第2条（法第2条第6項の政令で定める身体上の障害の程度）、第3条（法第7条第1項の政令で定める給付等）、第4条（法第7条第1項の給付等に相当する金額）、第5条（遺族給付基礎額）、第6条（遺族給付金に係る倍数）、第7条（法第9条第2項の政令で定める期間）、第8条（法第9条第2項の療養に要した費用の額）、第9条（法第9条第2項の政令で定める法律）、第10条（法第9条第2項の政令で定める場合）、第11条（法第9条第2項の政令で定める額）、第12条（休業加算基礎額）、第13条（法第9条第4項の政令で定める額）、第14条（障害給付基礎額）、第15条（障害給付金に係る倍数）、第16条（法第12条第1項の政令で定める額）</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第1条（障害等級に該当する障害）、第2条（犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合）、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条（犯罪被害者等給付金の支給に関する特例）、第12条（令第3条の国家公安委員会規則で定める給付等）、第13条（令第4条の国家公安委員会規則で定める算定方法）、第14条（令第5条のその他の者の収入日額の算定方法）、第15条（遺族給付金の支給に係る遺族の障害の状態）、第15条の2（法第9条第3項の国家公安委員会規則で定める場合）、第16条（遺族給付金の支給に係る裁定の申請）、第17条（重傷病給付金の支給に係る裁定の申請）、第18条（障害給付金の支給に係る裁定の申請）、第19条（損害賠償を受けた場合の届出）、第22条（申請書等の経由）、第23条（添付書類の省略）</p> |
| 審 査 基 準：犯罪被害者等給付金の支給についての裁定の基準は、別紙のとおり。  |
| 標 準 処 理 期 間：1年   |
| 申 請 先：高知県公安委員会   |
| 問 い 合 せ 先：高知県警察本部警務部県民支援相談課被害者支援室<br>（電話 088-826-0110）   |
| 備 考：   |

|   |
|---|
| 法 令 名：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律   |
| 根 拠 条 項：第11条第1項   |
| 処 分 の 概 要：犯罪被害者等給付金の支給についての裁定   |
| 原権者（委任先）：都道府県公安委員会  |
| <p>法令の定め：<br/>         犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第2条（定義）、第3条（犯罪被害者等給付金の支給）、第4条（犯罪被害者等給付金の種類等）、第5条（遺族の範囲及び順位）、第6条（犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合）、第7条（他の法令による給付等との関係）、第8条（損害賠償との関係）、第9条（犯罪被害者等給付金の額）、第10条（裁定の申請）、第11条第2項及び第3項（裁定等）、第12条（仮給付金の支給等）、第13条第1項及び第3項（裁定のための調査等）、第15条（不正利得の徴収）</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第1条（法第2条第5項の政令で定める要件）、第2条（法第2条第6項の政令で定める身体上の障害の程度）、第3条（法第7条第1項の政令で定める給付等）、第4条（法第7条第1項の給付等に相当する金額）、第5条（遺族給付基礎額）、第6条（遺族給付金に係る倍数）、第7条（法第9条第2項の政令で定める期間）、第8条（法第9条第2項の療養に要した費用の額）、第9条（法第9条第2項の政令で定める法律）、第10条（法第9条第2項の政令で定める場合）、第11条（法第9条第2項の政令で定める額）、第12条（休業加算基礎額）、第13条（法第9条第4項の政令で定める額）、第14条（障害給付基礎額）、第15条（障害給付金に係る倍数）、第16条（法第12条第1項の政令で定める額）</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第1条（障害等級に該当する障害）、第2条（犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合）、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条（犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合の特例）、第11条（犯罪被害者等給付金の支給に関する特例）、第12条（令第3条の国家公安委員会規則で定める給付等）、第13条（令第4条の国家公安委員会規則で定める算定方法）、第14条（令第5条のその他の者の収入日額の算定方法）、第15条（遺族給付金の支給に係る遺族の障害の状態）、第15条の2（法第9条第3項の国家公安委員会規則で定める場合）、第16条（遺族給付金の支給に係る裁定の申請）、第17条（重傷病給付金の支給に係る裁定の申請）、第18条（障害給付金の支給に係る裁定の申請）、第19条（損害賠償を受けた場合の届出）、第22条（申請書等の経由）、第23条（添付書類の省略）</p> |
| 審 査 基 準：犯罪被害者等給付金の支給についての裁定の基準は、別紙のとおり。   |
| 標 準 処 理 期 間：1年  |
| 申 請 先：高知県公安委員会  |
| 問 い 合 せ 先：高知県警察本部警務部県民支援相談課被害者支援室<br>（電話 088-826-0110）  |
| 備 考：  |



別紙

第1 重傷病の認定等

1 重傷病の要件等

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第2条第5項に定める「重傷病」とは、負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、負傷又は疾病の療養の期間が1月以上であり、かつ、犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して3年を経過するまでの間に当該療養のために3日以上病院に入院することを要したものの（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったもの）である。ここで、3日以上病院に入院するとは、継続して3日以上病院に入院する必要はなく、3年間に通算して3日以上病院に入院することをいう。また、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったこととは、継続して3日以上労務に服することができない状態にある必要はなく、3年間に通算して3日以上労務に服することができない程度であったことをいう。

なお、犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合には、当該負傷又は疾病についての犯罪被害者負担額及びその療養についての休業加算額も遺族給付金の対象となるが、当該負傷又は疾病は重傷病の要件を満たす必要はなく、当該負傷又は疾病について加療及び入院日数に特段の要件は設けられていない。

2 (略)

第3 犯罪被害者及びその遺族

1 (略)

2 遺族の範囲と第一順位遺族

給付金の支給を受けることができる遺族の範囲及び給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、法第5条に定めるところによるが、その取扱いは、次のとおりである。

(1) 遺族の範囲について

ア 「事実上婚姻関係と同様の事情にあった」とは、婚姻の届出をしていないために法律上は夫婦と認められないが、社会の一般常識からすれば夫婦としての共同生活を営んでいると認められるような事実関係をいうものであり、その事実を成立させようとする当事者間の合意と事実関係の存在とが要件になる。

したがって、婚姻の意味もなく単に同棲していた場合等は、これに当たらない。

また、当事者間の合意と事実関係の存在の要件があったとしても、民法の近親婚の制限（民法（明治29年法律第89号）第734条）等に該当するものについては、通常「事実上婚姻関係と同様の事情にあった」とすることはできない。

イ 「犯罪被害者の収入によって生計を維持していた」とは、専ら又は主として犯罪被害者の収入によって生計を維持していた場合だけでなく、犯罪被害者の収入によって生計の一部を維持していた場合をいう。

したがって、犯罪被害者と当該遺族が同居し、ともに収入を得ていた場合には、相互に生計依存関係がない場合を除いては、当該遺族は、犯罪被害者の収

別紙

第1 重傷病の認定等

1 重傷病の要件等

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第2条第5項に定める「重傷病」とは、負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、負傷又は疾病の療養の期間が1月以上であり、かつ、犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して1年を経過するまでの間に当該療養のために3日以上病院に入院することを要したものの（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったもの）である。ここで、3日以上病院に入院するとは、継続して3日以上病院に入院する必要はなく、1年間に通算して3日以上病院に入院することをいう。また、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったこととは、継続して3日以上労務に服することができない状態にある必要はなく、1年間に通算して3日以上労務に服することができない状態であったことをいう。

なお、犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合には、当該負傷又は疾病についての犯罪被害者負担額及びその療養についての休業加算額も遺族給付金の対象となるが、当該負傷又は疾病は重傷病の要件を満たす必要はなく、当該負傷又は疾病について加療及び入院日数に特段の要件は設けられていない。

2 (略)

第3 犯罪被害者及びその遺族

1 (略)

2 遺族の範囲と第一順位遺族

給付金の支給を受けることができる遺族の範囲及び給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、法第5条に定めるところによるが、その取扱いは、次のとおりである。

(1) 遺族の範囲について

ア 「事実上婚姻関係と同様の事情にあった」とは、婚姻の届出をしていないために法律上は夫婦と認められないが、社会の一般常識からすれば夫婦としての共同生活を営んでいると認められるような事実関係をいうものであり、その事実を成立させようとする当事者間の合意と事実関係の存在とが要件になる。

したがって、婚姻の意味もなく単に同棲していた場合等は、これに当たらない。

また、当事者間の合意と事実関係の存在の要件があったとしても、民法の近親婚の制限（民法第734条）等に該当するものについては、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった」とすることはできない。

イ 「犯罪被害者の収入によって生計を維持していた」とは、専ら又は主として犯罪被害者の収入によって生計を維持していた場合だけでなく、犯罪被害者の収入によって生計の一部を維持していた場合をいう。

したがって、犯罪被害者と当該遺族が同居し、ともに収入を得ていた場合には、相互に生計依存関係がない場合を除いては、当該遺族は、犯罪被害者の収

入によって生計を維持していた者に当たることとなる。

なお、犯罪被害者の収入には、勤労に基づく収入のほか、金利、家賃、地代、年金等の収入も含まれる。

(2) (略)

#### 第4 給付金を支給しないことができる場合

##### 1 減額基準

- (1) 規則では法第6条各号の規定に応じ、「法第9条の規定による額の全部」を支給しない(3分の3減額)類型、「法第9条の規定による額に3分の2を乗じて得た額」を支給しない(3分の2減額)類型及び「法第9条の規定による額に3分の1を乗じて得た額」を支給しない(3分の1減額)類型の3つの類型を設けている。規則の規定と準拠した法の規定との関係は、次のとおりである。

| 規則の制定    | 準拠した法の規定    | 類型       |
|----------|-------------|----------|
| 第2条第1号   | 第6条第1号及び第3号 | 3分の3減額類型 |
| 第2条第2号   | 第6条第1号及び第3号 | 3分の2減額類型 |
| 第2条各号括弧書 | 第6条第1号及び第3号 | 3分の1減額類型 |
| 第3条      | 第6条第1号及び第3号 | 3分の3減額類型 |
| 第4条      | 第6条第2号及び第3号 | 3分の3減額類型 |
| 第5条      | 第6条第3号      | 3分の3減額類型 |
| 第6条第1号   | 第6条第2号及び第3号 | 3分の2減額類型 |
| 第6条第2号   | 第6条第2号及び第3号 | 3分の1減額類型 |
| 第7条      | 第6条第3号      | 3分の1減額類型 |

規則第8条は、規則第4条から第7条までの規定の特例として、これら各条の規定にかかわらず、給付金の額の全部又は一部を支給する場合を定めている。

- (2) 規則第2条から第7条までに規定する給付金の減額事由のうち、同時に2以上の減額事由に該当する場合の取扱いについては、規則第9条の規定に基づき、支給しないものとする額(規則第4条から第7条までに定める減額事由がある場合において、規則第8条の規定の適用があるときは、同条に定める額)が最も大きい事由に係る額を支給しないものとする。

##### 2 規則第2条関係

###### (1) 柱書本文について

ア 「犯罪被害者」から「犯罪被害者等給付金の支給を受けるべき者であって十

入によって生計を維持していた者に当たることとなる。

なお、犯罪被害者の収入には、勤労に基づく収入のほか、金利、家賃、地代等の収入も含まれる。

(2) (略)

#### 第4 給付金を支給しないことができる場合

##### 1 減額基準

- (1) 規則では法第6条各号の規定に応じ、給付金の全部を支給しない場合(以下「第1類型」という。)、法第9条の規定による額に3分の2を乗じて得た額を支給しない場合(以下「第2類型」という。)及び法第9条の規定による額に3分の1を乗じて得た額を支給しない場合(以下「第3類型」という。)の3つの類型を設けている。規則の規定と準拠した法の規定との関係は、次のとおりである。

| 規則の制定  | 準拠した法の規定    | 類型   |
|--------|-------------|------|
| 第2条    | 第6条第1号及び第3号 | 第1類型 |
| 第3条    | 第6条第1号及び第3号 | 第2類型 |
| 第4条    | 第6条第2号及び第3号 | 第1類型 |
| 第5条    | 第6条第3号      | 第1類型 |
| 第6条第1号 | 第6条第2号及び第3号 | 第2類型 |
| 第6条第2号 | 第6条第2号及び第3号 | 第3類型 |
| 第7条前段  | 第6条第3号      | 第3類型 |
| 第7条後段  | 第6条第1号及び第3号 | 第3類型 |

規則第9条は、概括規定として、規則第2条から第7条までの規定に準じ、給付金の全部又は一部を支給しないものとする場合について規定し、また、規則第10条は、規則第2条から第7条までの規定の特例として、これら各条の規定にかかわらず、給付金の額の全部又は一部を支給する場合を定めている。

- (2) 規則第2条から第7条までの規定を適用するに当たり、同時に2以上の規定該当する事由がある場合の取扱いについては、規則第8条の規定に基づき、次のとおりとする。

ア 当該事由が類型の異なる2以上の規定に該当する場合は、最も重い減額の程度を定める類型に属する規定を適用すること。

(例) 規則第4条第2号に該当する事由と規則第7条に該当する事由がある場合は、規則第4条第2号を適用する。

イ 当該事由が同一類型に属する2以上の規定に該当する場合は、該当する規定すべてを適用し、当該類型に係る額を支給しないものとする。

(例) 規則第6条第2号に該当する事由と規則第7条に該当する事由がある場合は、両者を適用し、法第9条の規定による額に3分の1を乗じて得た額の給付金を支給しないものとする。

##### 2 規則第2条関係

八歳未満であったもの」を除いているのは、犯罪行為が行われた時において18歳未満であった者が、犯罪被害者として給付金を受給する立場にある場合には、その者と加害者との間に親族関係があることを理由とした減額は行わない趣旨である。

また、「第一順位遺族」について、「十八歳以上であった者（第一順位遺族が二人以上ある場合にあっては、その全てが十八歳以上であったときのいずれかの者）」に限るとしているのは、第一順位遺族（2人以上ある場合には、そのいずれかの者）が、犯罪行為が行われた時において18歳未満であった場合には、第一順位遺族と加害者との間に親族関係があることを理由とした減額は行わない趣旨である。

イ 「婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合」とは、犯罪行為が行われた時において、既に婚姻関係や養子縁組関係が破綻していたと認められる事情がある場合をいい、例えば、次のような場合をいう。

夫婦間において婚姻関係が事実上解消していた（離婚の意思があり、実質的には離婚の実態がありながら、形式的に離婚の届出を行っていなかった）と認められる事情がある場合

夫婦間において離婚調停中であるなど、婚姻を解消しようとして具体的な行動がとられていた場合（この間、夫婦関係を継続していたと認められる事情がある場合を除く。）

犯罪被害者である妻が加害者である夫からの暴力によって生命又は身体に重大な危険を及ぼされ、それから逃れるため別居していた場合

犯罪被害者である妻が加害者である夫と同居していたものの、夫からの暴力の継続等により両者が支配・隷属関係にあったと認められる事情がある場合

加害者である夫が苦境にある家庭を顧みず、犯罪被害者である妻に対し、理不尽な金銭的要求や重大な侮辱等を繰り返すなど、婚姻関係を継続し難い重大な事由が認められる場合

養子縁組関係が事実上解消していたと認められる事情がある場合

ウ 「これと同視することが相当と認められる事情がある場合」とは、犯罪行為が行われた時において、既に、婚姻関係や養子縁組関係が破綻していたと認められる事情がある場合と同一視できるような、親族としての関係が絶たれていたと認められる事情がある場合をいい、例えば、次のような場合をいう。

犯罪被害者である親が加害者である子の暴力から逃れるため別居し、居所を知られないよう住民票の閲覧制限を行っていた場合

犯罪被害者である甥と加害者である叔父との間において、もともと交流がなく、人間関係が形成されていなかった場合

エ 「加害者が人違いによって又は不特定の者を害する目的で当該犯罪被害者に対して当該犯罪行為を行ったと認められる場合」とは、例えば、友人を殺害しようとしたところ、誤って父を殺害した場合など、加害者の人違いにより親族が犯罪被害に遭った場合、又はいわゆる通り魔殺傷事件や無差別殺傷事件等、加害者が特段加害の相手を選定しないで行った犯罪行為による犯罪被害者の中にたまたま親族が含まれていた場合をいう。なお、加害者が加害の

相手の中に親族が含まれていることを認識して犯罪行為を行ったと認められる場合は、これに当たらないものとする。

(2) 柱書ただし書について

加害者が心神喪失の状態で行った場合には、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に親族関係があることを理由とした減額は行わない。

(3) 第1号及び第2号について

ア 第1号の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合」については、第3-2-(1)-アを参考にされたい。

イ 第1号の「縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合」とは、縁組の届出をしていないが、縁組が成立するために必要な民法上の実質的要件を備え、かつ、両者の間に互助又は扶養の関係が認められる場合をいう。

ウ 犯罪行為が行われた時において第一順位遺族（第一順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下第4において同じ。）が18歳未満であった場合、その者が犯罪被害者に監護されていたときには、加害者と犯罪被害者の間に親族関係があることを理由とした減額は、3分の1減額にとどまる。

同号の「監護していた」とは、監督し、保護していたことをいい（民法第820条参照）その収入によって生計を維持させていたことは必ずしも要しない。監護する者の例としては、同居して子の寝食の世話をし、指導・監督している親のほか、子を引き取って親代わりとして養育している親族等が挙げられる。

3 規則第3条関係

(1) 規則第3条は、仮に給付金を支給した場合に、それが結果として直接又は間接の形で加害者に財産上の利益をもたらすおそれがある場合には、給付金を支給しないとする趣旨であり、例えば、犯罪被害者又は第一順位遺族が加害者と事件後も同居を継続している場合や、同居を継続する意思を有する場合などがこれに当たる。

(2) 「親族関係があった場合」とは、規則第2条各号に掲げる夫婦、直系血族及びこれらを除いた三親等内の親族に該当する関係があった場合に限られず、広く民法第725条に規定する親族に該当する関係があった場合をいう。

(3) 加害者が心神喪失の状態で行った場合には、規則第3条の規定による支給制限は行わない。

4 規則第4条関係

(1) 第1号について

「教唆」及び「幫助」は、刑法（明治40年法律第45号）第61条の教唆及び第62条の幫助と同義である。この号は、犯罪被害者又は第一順位遺族の積極的な行為を伴うものであり、第5条第1号は受動的なものである。

(2)・(3) （略）

5・6 （略）

7 規則第7条関係

(1)・(2) （略）

(3) 犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に、三親等内の親族に該当する親族関係があったときは、この条ではなく、規則第2条の規定によって減額が判断

(1) 「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合」については、第3-2-(1)-アを参考にされたい。

(2) 「縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合」とは、縁組の届出をしていないが、縁組が成立するために必要な民法上の実質的要件を備え、かつ、両者の間に互助又は扶養の関係が認められる場合をいう。

3 規則第4条関係

(1) 第1号について

「教唆」及び「幫助」は、刑法（明治40年法律第45号）第61条の教唆及び第62条の幫助と同義である。本号は、犯罪被害者又は第一順位遺族（第一順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下第4において同じ。）の積極的な行為を伴うものであり、第5条第1号は受動的なものである。

(2)・(3) （略）

4・5 （略）

6 規則第7条関係

(1)・(2) （略）

されるが、三親等内の親族以外の親族関係があったときは、この条の規定により、当事者間の関係の実態等をみて「密接な関係があった」か否を判断することとなる。

#### 8 規則第8条関係

##### (1) 第1項について

「特段の事情があるとき」とは、次のような事情があるときをいう。

ア 規則第4条第2号及び第6条第1号の規定に関し、犯罪被害者又は第一順位遺族の行為は外形的にはこれらの規定に該当するが、当該犯罪被害が発生した過程における加害者の行為等に照らせば、当該犯罪被害者又は第一順位遺族についてこれらの規定に該当する行為を行わないことを期し難い事情があるとき。

イ 規則第7条の規定に関し、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に密接な関係があった場合において、当該犯罪行為がその関係にかかわりなく、又は加害者の一方的な理由により行われたとき。

##### (2) 第2項について

#### 7 規則第9条関係

規則第9条は、犯罪被害者と加害者の関係、遺族（第一順位遺族以外の遺族（法第5条第1項の遺族給付金の支給を受けることができる遺族をいう。）を含む。）と加害者の関係等において、同居の実態等に照らして規則第2条から第7条に定める事由の類推形態が認められる場合等に適用される。

#### 8 規則第10条関係

##### (1) 第1項について

「特段の事情があるとき」とは、次のような事情があるときをいう。

ア 規則第2条及び第3条の規定に関し、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間の婚姻又は縁組が事実上解消しており、両者が全く他人と同様の関係にあると認められる事情があるとき、又は、規則第2条の規定に関し、犯罪被害者又は第一順位遺族が加害者から配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力（身体に対する暴力に限る。）を受けていた場合であって、犯罪被害者又は第一順位遺族が加害者との間の婚姻を解消しようとしていたなど犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間の婚姻が事実上破綻していたと認められる事情があるとき。

イ 規則第4条第2号及び第6条第1号の規定に関し、犯罪被害者又は第一順位遺族の行為は外形的にはこれらの規定に該当するが、当該犯罪被害が発生した過程における加害者の行為等に照らせば、当該犯罪被害者又は第一順位遺族についてこれらの規定に該当する行為を行わないことを期し難い事情があるとき。

ウ 規則第7条前段の規定に関し、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に密接な関係があった場合において、当該犯罪行為がその関係にかかわりなく、又は加害者の一方的な理由により行われたとき。

##### (2) 第2項について

###### ア 第1号について

(ア) 「これに準ずる事情」とは、この号に例示する事情に準ずる事情であり、例えば、次のような事情がある場合をいう。

・ 「犯罪行為が、次のアからウまでに掲げるいずれかの行為（次項第1号において「児童虐待等」という。）に該当すると認められるとき」に関し、18歳の子が、幼少期から継続して、父から強姦等の性的虐待を受けていたこと（当該被害者は児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条の「児童」に該当する者とはいえないが、「準ずる事情」を認めてこの号を適用）

・ 「（第四条又は第五条に定める事由（これらに準ずるものを含む。）がある場合（中略）を除く。）」に関し、規則第5条第2号に定める事由がある場合であっても第3号に該当する事情がある場合には、当該除外する場合には含まれないこと

(イ) アからウまでの「当該犯罪行為が行われた時に、当該加害者による（中略）」

虐待により当該犯罪被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた場合に該当するか否かについては、当該加害者による虐待の態様、程度等を総合的に検討して判断することになる。

(ウ) この号に該当する事情がある場合であっても、裁定を行う段階において、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に良好な関係が回復しているなどの場合には、この項の「前項の規定に該当する場合」に当たらない。

#### イ 第2号について

(ア) この号に該当する事情があれば、例えば下記のように規則第2条第1号に定める事由に加え、同条第2号若しくは第3号又は第3条に定める事由がある場合であっても、この号の規定の適用がある。

・ 夫が妻を殺害し、その実子が第一順位遺族となる場合（加害者と犯罪被害者との関係は規則第2条第1号に該当。加害者と第一順位遺族との関係は同条第2号に該当）

・ 夫が実子を殺害し、妻が第一順位遺族となる場合（加害者と犯罪被害者との関係は規則第2条第2号に該当。加害者と第一順位遺族との関係は同条第1号に該当）

(イ) 「これに準ずる事情」とは、この号に例示する事情に準ずる事情であり、例えば、次のような事情がある場合をいう。

・ 「規則第2条第1号に定める事由がある場合」及び「当該犯罪被害者又は第一順位遺族からの申立てにより」に関し、加害者が妻子を殺害した事案において、妻の申立てにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条の規定による命令が発せられていたこと（子を犯罪被害者とする申請事案においては規則第2条第1号に定める事由がなく、また、命令の申立ては「犯罪被害者又は第一順位遺族」によるものとはいえないが、「準ずる事情」を認めてこの号を適用）

・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条の規定による命令が発せられていること」に関し、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第5条に基づき、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が当該加害者に対して禁止命令等を出していたことなど、加害者と犯罪被害者又は第一順位遺族との関係において、公的機関が、犯罪被害者又は第一順位遺族を保護するため、加害者等に対し一定の命令を出していたこと

・ 「（第4条又は第5条に定める事由（これらに準ずるものを含む。）がある場合（中略）を除く。）」に関し、規則第5条第2号に定める事由がある場合であっても次号に該当する事情がある場合には、当該除外する場合に含まれないこと

(ウ) この号に該当する事情がある場合であっても、裁定を行う段階において、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に良好な夫婦関係が回復しているなどの場合には、この項の「前項の規定に該当する場合」に当たらない。

#### ウ 第3号について

(ア) 「当該組織に属していたことが当該犯罪行為が発生したことに関連がないと認められる場合」とは、当該犯罪行為と犯罪被害者又は第一順位遺族が規則第5条第2号に規定する組織に属していたこととの間に何らの因果関係

ア 「当該組織に属していたことが当該犯罪行為が発生したことに関連がないと認められる場合」とは、当該犯罪行為と犯罪被害者又は第一順位遺族が規則第5条第2号に規定する組織に属していたこととの間に何らの因果関係も認



められない場合をいう。

イ この項に該当する事情がある場合であっても、「犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者」と規則第5条第2号に規定する組織との関係が継続している場合には、この項の「前項第一号の規定に該当する場合」すなわち「特段の事情がある」場合に当たらない。

#### 9 規則第10条関係

規則第10条は、概括規定として、規則第2条から第7条までの規定に準じ、給付金の全部又は一部を支給しないものとする場合について規定している。この条は、犯罪被害者と加害者の関係、遺族（第一順位遺族以外の遺族（法第5条第1項の遺族給付金の支給を受けることができる遺族をいう。）を含む。）と加害者の関係その他の事情から判断して、規則第2条から第7条までに定める減額事由の類推形態が認められる場合等に適用される。

10 （略）

第5 他の法令による給付等との関係

も認められない場合をいう。

(1) 「犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が現に当該組織に属する者でないこと」の認定を行うに当たっては、当該関係部課と十分に協議すること。

(ウ) この号に該当する事情がある場合であっても、「犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者」と規則第5条第2号に規定する組織との関係が継続している場合には、この項の「前項の規定に該当する場合」に当たらない。

#### (3) 第3項について

##### ア 第1号について

(7) 「これに準ずる事情」とは、この号に例示する事情に準ずる事情であり、例えば、「犯罪行為が、児童虐待等に該当すると認められるとき」に関し、18歳の姪が、幼少期から継続して、姪と共に生活して世話をしていた叔父から強姦等の性的虐待を受けていたこと（当該被害者は児童虐待の防止等に関する法律第2条の「児童」に該当する者とはいえないが、「準ずる事情」を認めてこの号を適用）などの事情がある場合をいう。

(1) この号に該当する事情がある場合であっても、裁定を行う段階において、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に良好な関係が回復しているなどの場合には、この項の「第一項第二号の規定に該当する場合（第三条に定める事由がある場合に限る。）」に当たらない。

##### イ 第2号について

(7) 「その他の当該犯罪に係る事情」とは、

- ・ 規則第6条第2号又は第7条に定める事由があるものの、これらの事由により法第9条の規定による額に3分の1を乗じて得た額を支給しないことが社会通念上適切でないことと認められる特段の事情があること
- ・ 規則第6条第2号又は第7条に定める事由に準ずる事由がないこと等のこの項に例示する事情（規則第6条第2号又は第7条に定める事由がないこと）に準ずる事情のほか、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者の関係、被害に遭った状況、経緯等を含むものである。

(1) 「特に必要と認められるとき」とは、(7)の「その他の当該犯罪に係る事情」を「勘案して」、この項を適用する必要性が特に高いと認められるときを指し、この項に例示する事情やこれに準ずる事情が認められる場合に、直ちに、この項が適用されるものではないことを意味するものである。

9 （略）

第5 他の法令による給付等との関係

- 1 (略)
- 2 法第7条第2項の給付等

(1) 療養給付の種類

法第7条第2項の規定により重傷病給付金及び遺族給付金(法第9条第5項の規定により加算する額に係る部分に限る。)の調整対象となる他の法令による療養に関する給付等(以下「療養給付」という。)は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について、犯罪被害者に対し、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令(昭和55年政令第287号。以下「令」という。)第9条に規定する法律(健康保険法(大正11年法律第70号)等)以外の法令(条例を含む。)の規定により行われるべき療養に関する給付と定められている。具体的には、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付等の災害補償関係法令による療養に関する給付、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給等の公費負担医療による給付、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)による医療費、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定する政府の自動車損害賠償保障事業からの傷害による損害についての給付(保険診療の自己負担相当額に係る部分に限る。)地方公共団体の条例に基づいて行われる医療費助成制度による給付等が想定される。

- (2) (略)
- (3) 療養給付及び休業給付との関係

犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して3年を経過するまでの間の療養について行われるべき療養給付及び同期間の休業について行われるべき休業給付の額の限度において、重傷病給付金及び遺族給付金(法第9条第5項の規定により加算する額に係る部分に限る。)を支給しない。

第7 遺族給付基礎額及び倍数

- 1 (略)
- 2 遺族給付金に係る倍数

- (1) (略)
- (2) 遺族給付金の支給を受けることができる遺族に生計維持関係遺族が含まれている場合における遺族給付金に係る倍数の算定方法は、次のとおりとなる(令第6条第1項第1号)。

ア 「当該生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時8歳未満であった者が含まれていない場合」については、令第6条第1項第1号イ(1)から(4)までに規定する生計維持関係遺族の人数の区分に応じた倍数が、遺族給付金に係る倍数となる。

イ 「イに掲げる場合以外の場合」、すなわち、当該生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時8歳未満であった者が含まれている場合については、令第6条第1項第1号イ(1)から(4)までに規定する生計維持関係遺族の人数の区分に応じた倍数(以下「基礎倍数」という。)に、8歳未満の生計維持関係遺族の年齢ごとの人数に応じた同号ロ(1)の表中の数合計した数を加えた倍数が、遺族給付金に係る倍数となる。

例えば、生計維持関係遺族が犯罪行為が行われた当時6歳、3歳及び1歳で

- 1 (略)
- 2 法第7条第2項の給付等

(1) 療養給付の種類

法第7条第2項の規定により重傷病給付金及び遺族給付金(法第9条第5項の規定により加算する額に係る部分に限る。)の調整対象となる他の法令による療養に関する給付等(以下「療養給付」という。)は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について、犯罪被害者に対し、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令(昭和55年政令第287号。以下「令」という。)第8条に規定する法律(健康保険法(大正11年法律第70号)等)以外の法令(条例を含む。)の規定により行われるべき療養に関する給付と定められている。具体的には、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付等の災害補償関係法令による療養に関する給付、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給等の公費負担医療による給付、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)による医療費、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定する政府の自動車損害賠償保障事業からの傷害による損害についての給付(保険診療の自己負担相当額に係る部分に限る。)地方公共団体の条例に基づいて行われる医療費助成制度による給付等が想定される。

- (2) (略)
- (3) 療養給付及び休業給付との関係

犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して1年を経過するまでの間の療養について行われるべき療養給付及び同期間の休業について行われるべき休業給付の額の限度において、重傷病給付金及び遺族給付金(法第9条第5項の規定により加算する額に係る部分に限る。)を支給しない。

第7 遺族給付基礎額及び倍数

- 1 (略)
- 2 遺族給付金に係る倍数

- (1) (略)

あった子の場合、生計維持関係遺族の人数は3名であることから、基礎倍数は2,230となる。これに、次の から までの数の合計1,355を加えた、3,585倍が遺族給付金に係る倍数となる。

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| 8歳未満の生計維持関係遺族の人数(3人)に応じた数 | 223(口(1)) |
| 7歳未満の生計維持関係遺族の人数(3人)に応じた数 | 223(口(2)) |
| 6歳未満の生計維持関係遺族の人数(2人)に応じた数 | 201(口(3)) |
| 5歳未満の生計維持関係遺族の人数(2人)に応じた数 | 201(口(4)) |
| 4歳未満の生計維持関係遺族の人数(2人)に応じた数 | 201(口(5)) |
| 3歳未満の生計維持関係遺族の人数(1人)に応じた数 | 153(口(6)) |
| 2歳未満の生計維持関係遺族の人数(1人)に応じた数 | 153(口(7)) |
| 1歳未満の生計維持関係遺族の人数(0人)に応じた数 | 0(口(8))   |

(3) 令第6条第2項の「犯罪被害者の収入によって生計を維持」の概念及び同項第1号及び第2号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」の概念については、第3-2-(1)と同様である。

3 (略)

## 第8 犯罪被害者負担額

### 1 犯罪被害者負担額の定義

法第9条第2項に定める犯罪被害者負担額は、犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して3年を経過するまでの間における療養に要した費用の額から、令第9条に規定する法律の規定により当該犯罪被害者が受け、又は受けることができた当該負傷又は疾病から3年の間における療養に関する給付の額を控除して得た額である。

ここで、療養に要した費用の額は、基本的に健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定することとし、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による療養に関する給付の対象となったものについては、それぞれ当該法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定することとする。

また、令第9条に規定する法律は、第3号の国家公務員共済組合法を準用し、又はその例による場合として、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)を含む。

さらに、介護保険法の規定による療養に関する給付とは、同法の規定による給付(これには医療系のサービスのみならず福祉系のサービスも含まれる。)のうち、医療系サービスに限定される。医療系サービスとは、同法第8条第4項に規定する訪問看護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第6項に規定する居宅療養管理指導、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、同条第10項に規定する短期入所療養介護、同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る。)、同条第23項に規定する複合型サービス( ~ を含む組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く。)に限る。)、同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護、同条第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション及び同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介

(2) 令第6条第2項の「生計の維持」の概念及び同号イ及びロの「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」の概念については、第3-2-(1)と同様である。

3 (略)

## 第8 犯罪被害者負担額

### 1 犯罪被害者負担額の定義

法第9条第2項に定める犯罪被害者負担額は、犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して1年を経過するまでの間における療養に要した費用の額から、令第9条に規定する法律の規定により当該犯罪被害者が受け、又は受けることができた当該負傷又は疾病から1年の間における療養に関する給付の額を控除して得た額である。

ここで、療養に要した費用の額は、基本的に健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定することとし、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による療養に関する給付の対象となったものについては、それぞれ当該法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定することとする。

また、令第9条に規定する法律は、第3号の国家公務員共済組合法を準用し、又はその例による場合として、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)を含む。

さらに、介護保険法の規定による療養に関する給付とは、同法の規定による給付(これには医療系のサービスのみならず福祉系のサービスも含まれる。)のうち、医療系サービスに限定される。医療系サービスとは、同法第7条第8項に規定する訪問看護、同条第9項に規定する訪問リハビリテーション、同条第10項に規定する居宅療養管理指導、同条第12項に規定する通所リハビリテーション、同条第14項に規定する短期入所療養介護、同条第22項に規定する介護保健施設サービス及び同条第23項に規定する介護療養施設サービスをいう。

護をいう。

## 2 犯罪被害者負担額の算出方法

犯罪被害者負担額の算出の手順は、次のとおりである。

- (1) 犯罪被害者は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について、原則として保険診療を受けることから、その療養のために当該負傷又は疾病から3年の間にかかった保険診療に係る自己負担額（医療機関等が発行する領収書上明らかとなる。）を合計する。その合計額を犯罪被害者負担額とする。

なお、病院に入院したときの食事療養に係る自己負担額（いわゆる標準負担額）も保険診療に係る自己負担額であり、犯罪被害者負担額に含まれる。

- (2)・(3) （略）

- (4) 犯罪被害者と同一世帯に属する者が受けた療養の保険診療に係る自己負担額と合算されて高額療養費等の保険給付がなされる場合には、犯罪被害者に係る自己負担額から、高額療養費等の支給額に、犯罪被害者に係る自己負担額（高額療養費等の支給の対象となる自己負担額に限定される。）を当該世帯に係る自己負担額（高額療養費等の支給の対象となる自己負担額に限定される。）で除して得た割合を乗じて得た額を控除して得た額を犯罪被害者負担額とする。

犯罪被害者が当該負傷又は疾病から3年を経過して受けた療養に係る自己負担相当額や犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病以外を原因として受けた療養に係る自己負担額と合算されて高額療養費等の保険給付がなされる場合も同様にして犯罪被害者負担額を算出する。

なお、上記の算出方法により犯罪被害者負担額を算出するに当たり、犯罪被害者に係る自己負担額から控除すべき高額療養費等の支給額に円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

## 3 無保険者についての犯罪被害者負担額

- (1) 犯罪被害者が令第9条に規定する法律の規定により療養に関する給付を受けることができない場合にあっては、1月（暦月）当たり(2)に規定する上限月額を限度として、当該負傷又は疾病から3年の間に犯罪被害者が当該負傷又は疾病の療養（令第9条に規定する法律の規定による療養に関する給付の対象となるべきものに限る。）に現に要した費用の額を犯罪被害者負担額とする。

- (2) 上限月額は、原則80,100円であるが、当該療養のあった月以前の12月以内に、犯罪被害者が当該負傷又は疾病の療養に現に要した費用の額が上限月額を超えた月（当該療養のあった月を除く。）が3月以上ある場合における、当該療養のあった月の上限月額は、44,400円となる。

## 4 犯罪被害者負担額の算出方法の特例

当該負傷又は疾病の療養のための入院が当該負傷又は疾病から3年の間の末日の翌日以降に及ぶものとなったため、当該負傷又は疾病から3年の間における療養に要した費用の額を知ることが困難である場合（以下これに該当する入院を「特定入院」という。）には、当該末日の属する月（以下「最終月」という。）の犯罪被害者負担額は、最終月の保険診療に係る自己負担額に、最終月の当該負傷又は疾病から3年の間における特定入院に係る入院日数を最終月の特定入院に係る入院日数で除して得た率を乗じて得た額とする。

なお、上記の算出方法により最終月の犯罪被害者負担額に円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

## 2 犯罪被害者負担額の算出方法

犯罪被害者負担額の算出の手順は、次のとおりである。

- (1) 犯罪被害者は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について、原則として保険診療を受けることから、その療養のために当該負傷又は疾病から1年の間にかかった保険診療に係る自己負担額（医療機関等が発行する領収書上明らかとなる。）を合計する。その合計額を犯罪被害者負担額とする。

なお、病院に入院したときの食事療養に係る自己負担額（いわゆる標準負担額）も保険診療に係る自己負担額であり、犯罪被害者負担額に含まれる。

- (2)・(3) （略）

- (4) 犯罪被害者と同一世帯に属する者が受けた療養の保険診療に係る自己負担額と合算されて高額療養費等の保険給付がなされる場合には、犯罪被害者に係る自己負担額から、高額療養費等の支給額に、犯罪被害者に係る自己負担額（高額療養費等の支給の対象となる自己負担額に限定される。）を当該世帯に係る自己負担額（高額療養費等の支給の対象となる自己負担額に限定される。）で除して得た割合を乗じて得た額を控除して得た額を犯罪被害者負担額とする。

犯罪被害者が当該負傷又は疾病から1年を経過して受けた療養に係る自己負担相当額や犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病以外を原因として受けた療養に係る自己負担額と合算されて高額療養費等の保険給付がなされる場合も同様にして犯罪被害者負担額を算出する。

なお、上記の算出方法により犯罪被害者負担額を算出するに当たり、犯罪被害者に係る自己負担額から控除すべき高額療養費等の支給額に円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

## 3 無保険者についての犯罪被害者負担額

犯罪被害者が令第9条に規定する法律の規定により療養に関する給付を受けることができない場合にあっては、1月（暦月）当たり80,100円を限度として、当該負傷又は疾病から1年の間に犯罪被害者が当該負傷又は疾病の療養（令第9条に規定する法律の規定による療養に関する給付の対象となるべきものに限る。）に現に要した費用の額を犯罪被害者負担額とする。ただし、当該負傷又は疾病から1年の間に1月当たり80,100円を超える月数が3月以上ある場合にあっては、その3月に達した月の翌日以降の月については、1月当たり44,400円を超えることができない。

## 4 犯罪被害者負担額の算出方法の特例

当該負傷又は疾病の療養のための入院が当該負傷又は疾病から1年の間の末日の翌日以降に及ぶものとなったため、当該負傷又は疾病から1年の間における療養に要した費用の額を知ることが困難である場合（以下これに該当する入院を「特定入院」という。）には、当該末日の属する月（以下「最終月」という。）の犯罪被害者負担額は、最終月の保険診療に係る自己負担額に、最終月の当該負傷又は疾病から1年の間における特定入院に係る入院日数を最終月の特定入院に係る入院日数で除して得た率を乗じて得た額とする。

なお、上記の算出方法により最終月の犯罪被害者負担額に円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

第9 休業加算額

1 (略)

2 休業日の数

休業日の数は、犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日(負傷し、又は疾病にかかった日から起算して3年を経過するまでの間の日に限る。)のうち、次に掲げるものを除いたものの数である。

ただし、年俸制、月給制等の場合で、当該療養に係る期間の収入が減少したものの、減少の原因となった日を特定することができない場合には、当該減少額を収入日額で除した商を収入の全部を得ることができなかった日の数とし、剰余がある場合には、当該剰余を部分休業日(1日)に得た数とする。また、休業日の数を認定できる資料が全く得られない場合にあっては、休業日の数を「0」と認定し、休業加算額を加算しない。

- (1) 休業加算基礎額を超える収入を得た日
  - (2) 当該収入の全部又は一部を得ることができなかった日の第3日目までの日
  - (3) 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置をされていた日
  - (4) 被留置受刑者として留置施設に留置をされていた日
  - (5) 死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置をされていた日
  - (6) 労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置をされていた日
  - (7) 法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条第1項の規定による監置の裁判の執行のため留置場(監置の裁判執行を受ける者を刑事施設又は留置施設に留置する場合における当該刑事施設又は留置施設を含む。)に留置をされていた日
  - (8) 少年法(昭和23年法律第168号)第24条第1項第2号又は第3号の規定による保護処分として少年院又は児童自立支援施設に送致をされ、収容をされていた日
  - (9) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条第1項の規定による補導処分として婦人補導院に収容をされていた日
- なお、休業日の認定に当たっては、医師又は歯科医師の認定と犯罪被害者の事業所等の認定によることとなるが、仮に両者の認定に齟齬が生じた場合には、これらに共通して重なる日が基準となる。
- また、認定された休業日に、労働基準法第35条に定める「休日」が含まれる場合には、当該「休日」についても休業日に含むこととする。

3・4 (略)

第11 給付金の支給手続

1 裁定の申請

- (1) (略)
- (2) 添付書類の内容  
ア～エ (略)

第9 休業加算額

1 (略)

2 休業日の数

休業日の数は、犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日(負傷し、又は疾病にかかった日から起算して3年を経過するまでの間の日に限る。)のうち、次に掲げるものを除いたものの数である。

ただし、年俸制、月給制等の場合で、当該療養に係る期間の収入が減少したものの、減少の原因となった日を特定することができない場合には、当該減少額を収入日額で除した商を収入の全部を得ることができなかった日の数とし、剰余がある場合には、当該剰余を部分休業日(1日)に得た数とする。また、休業日の数を認定できる資料が全く得られない場合にあっては、休業日の数を「0」と認定し、休業加算額を加算しない。

- (1) 休業加算基礎額を超える収入を得た日
- (2) 当該収入の全部又は一部を得ることができなかった日の第3日目までの日
- (3) 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置をされていた日
- (4) 被留置受刑者として留置施設に留置をされていた日
- (5) 死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置をされていた日
- (6) 労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置をされていた日
- (7) 法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条第1項の規定による監置の裁判の執行のため留置場(監置の裁判執行を受ける者を刑事施設又は留置施設に留置する場合における当該刑事施設又は留置施設を含む。)に留置をされていた日
- (8) 少年法(昭和23年法律第168号)第24条第1項第2号又は第3号の規定による保護処分として少年院又は児童自立支援施設に送致をされ、収容をされていた日
- (9) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条第1項の規定による補導処分として婦人補導院に収容をされていた日

3・4 (略)

第11 給付金の支給手続

1 裁定の申請

- (1) (略)
- (2) 添付書類の内容  
ア～エ (略)

オ 規則第16条第8号の書類は、戸籍の謄本又は抄本、住民票の写し等である。

カ 規則第16条第9号、第17条第5号イ又は第18条第3号の書類は、給与証明書、給与所得の源泉徴収票、所得税の確定申告書の写し等である。

キ 規則第16条第10号、第17条第4号又は第18条第4号の書類は、医師又は歯科医師の診断書、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等である。

ク 規則第16条第11号ア又は第17条第1号の診断書等には、  
・ 犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日  
・ 負傷又は疾病から3年間に於ける入院日数（規則第17条第1号の場合に限る。）  
・ 負傷又は疾病の状態

を明記すること。ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったことを明記すること。

ケ 規則第17条第2号の書類は、保険者が発行する被保険者証等である。

コ 規則第17条第3号の書類は、犯罪被害者が自己負担した医療費にかかる領収証等である。

サ 第17条第5号アの診断書等には、負傷又は疾病の療養のため勤労することができなかつたと認められる期間を明記すること。

シ 規則第17条第5号ウ及びエの書類は、犯罪被害者が勤労する事業所等が発行した勤労の状況に関する証明書等であり、

- ・ 負傷又は疾病の療養のため勤労することができなかつた期間
- ・ 負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部を得ることができなかつた日数
- ・ 負傷又は疾病の療養のため従前得ていた収入の一部を得ることができなかつた日（部分休業日）の年月日及び数並びに当該各部分休業日に得た収入の額

を明記すること。

ス 規則第18条第1号又は第2号の診断書等には、

- ・ 負傷又は疾病が治つたこと（症状が固定したとき）
- ・ 負傷又は疾病が治つた日（症状が固定した日）
- ・ 負傷又は疾病が治つたとき（症状が固定したとき）における身体上の障害の部位及び程度

を明記すること。

(3) 添付書類の省略

ア (略)

イ 規則第23条第2項の「特に必要がないと認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。

(ア) 障害給付金又は重傷病給付金に係る裁定の申請を行った申請者が死亡したため、その遺族が改めて遺族給付金に係る裁定の申請（以下「遺族給付金の申請」という。）を行う場合における規則第16条第9号の書類等により証明すべき事項、遺族給付金の申請を行った者が裁定を受ける前に死亡したため、

オ 規則第16条第8号、第17条第5号イ又は第18条第3号の書類は、給与証明書、給与所得の源泉徴収票、所得税の確定申告書の写し等である。

カ 規則第16条第9号、第17条第4号又は第18条第4号の書類は、医師又は歯科医師の診断書、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等である。

キ 規則第16条第10号ア又は第17条第1号の診断書等には、  
・ 犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日  
・ 負傷又は疾病から1年間に於ける入院日数（規則第17条第1号の場合に限る。）  
・ 負傷又は疾病の状態

を明記すること。ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったことを明記すること。

ク 規則第17条第2号の書類は、保険者が発行する被保険者証等である。

コ 規則第17条第3号の書類は、犯罪被害者が自己負担した医療費にかかる領収証等である。

サ 第17条第5号アの診断書等には、負傷又は疾病の療養のため勤労することができなかつたと認められる期間を明記すること。

シ 規則第17条第5号ウ及びエの書類は、犯罪被害者が勤労する事業所等が発行した勤労の状況に関する証明書等であり、

- ・ 負傷又は疾病の療養のため勤労することができなかつた期間
- ・ 負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部を得ることができなかつた日数
- ・ 負傷又は疾病の療養のため従前得ていた収入の一部を得ることができなかつた日（部分休業日）の年月日及び数並びに当該各部分休業日に得た収入の額

を明記すること。

ス 規則第18条第1号又は第2号の診断書等には、

- ・ 負傷又は疾病が治つたこと（症状が固定したとき）
- ・ 負傷又は疾病が治つた日（症状が固定した日）
- ・ 負傷又は疾病が治つたとき（症状が固定したとき）における身体上の障害の部位及び程度

を明記すること。

(3) 添付書類の省略

ア (略)

イ 規則第23条第2項の「特に必要がないと認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。

(ア) 障害給付金又は重傷病給付金に係る裁定の申請を行った申請者が死亡したため、その遺族が改めて遺族給付金に係る裁定の申請（以下「遺族給付金の申請」という。）を行う場合における規則第16条第8号又は第9号の書類により証明すべき事項、遺族給付金の申請を行った者が裁定を受ける前に死亡

新たに第一順位遺族となった者が改めて遺族給付金の申請を行った場合における両者の申請に重複する証明事項等、当該公安委員会において当該関係手続上既に明らかとなっている事項を改めて申請者が証明する必要がないとき。

(イ) 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が25歳未満であり、かつ、当該犯罪被害者に係る遺族給付金の支給を受けることができる遺族に生計維持関係遺族が含まれている場合（当該犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての休業加算額が遺族給付金の対象となる場合を除く。）又は当該犯罪被害者が当該犯罪行為により負った身体上の障害が障害等級第1級から第3級までのいずれかに該当する場合における当該犯罪被害者の収入日額など、規定上当該事項を申請者が証明する必要がないとき。

(4) 申請することができる期間

法第10条第2項の「二年を経過したとき」又は「七年を経過したとき」は、それぞれ、当該犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日の翌日から起算する。

(5) (略)

(6) 重傷病給付金又は障害給付金を支給する旨の裁定があった後における申請

法第11条第3項の「重傷病給付金又は障害給付金を支給する旨の裁定があつた後に当該犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡したとき」とは、犯罪被害者が犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかり重傷病となり重傷病給付金を支給され、また障害となり障害給付金を支給された後当該犯罪行為による被害が原因で死亡したため、犯罪被害者の第一順位遺族が遺族給付金の申請をしたときをいう。

(7) 仮給付金の支給を受けた後における申請

法第12条第5項の「仮給付金の支給を受けた犯罪被害者又はその遺族について、犯罪被害者等給付金を支給し、又は支給しない旨の裁定がある前に当該犯罪被害者又は遺族が死亡したとき」とは、犯罪被害者が仮給付金の支給を受けた後、重傷病給付金又は障害給付金の裁定を受ける前に死亡したため、その第一順位遺族が改めて遺族給付金の申請をした場合及び第一順位遺族が仮給付金の支給を受けた後、遺族給付金の裁定を受ける前に死亡したため、新たに第一順位遺族となった者が改めて遺族給付金の申請をした場合をいう。

2 (略)

3 仮給付金

(1) 支給の要件

ア・イ (略)

ウ 「速やかに前条第一項の裁定をすることができない事情」とは、犯罪被害者又は第一順位遺族に給付金の一部を支給しないこととすることができる場合（法第6条）、法第9条第2項に規定する期間の末日前で、かつ、当該申請に係る負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前で犯罪被害者負担額が不明である場合、犯罪被害者の障害の程度がいずれの障害等級に該当するか不明である場合、損害賠償（法第8条）等が実施される可能性がある場合等、当該犯罪被害に係る事実関係が未確定であり、それが確定しさえすれば所定の額の給付金を支給することができることとなるような事情である。

エ 「犯罪行為の加害者を知ることができず」というのは、当該犯罪被害に係る

したため、新たに第一順位遺族となった者が改めて遺族給付金の申請を行った場合における両者の申請に重複する証明事項等、当該公安委員会において当該関係手続上既に明らかとなっている事項を改めて申請者が証明する必要がないとき。

(イ) 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が25歳未満であり、かつ、当該犯罪被害者に係る遺族給付金の支給を受けることができる遺族に生計維持関係遺族が含まれている場合（当該犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての休業加算額が遺族給付金の対象となる場合を除く。）又は当該犯罪被害者が当該犯罪行為により負った身体上の障害が障害等級第1級から第3級までのいずれかに該当する場合における当該犯罪被害者の収入日額など、規定上当該事項を申請者が証明する必要がないとき。

(4) 申請することができる期間

法第10条第2項の「2年を経過したとき」又は「7年を経過したとき」は、それぞれ、当該犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日の翌日から起算する。

(5) (略)

(6) 重傷病給付金又は障害給付金を支給する旨の裁定があった後における申請

法第11条第3項の「重傷病給付金又は障害給付金を支給する旨の裁定があつた後に当該犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡したとき」とは、犯罪被害者が犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかり重傷病となり重傷病給付金を支給され、また障害となり障害給付金を支給された後当該犯罪行為による被害が原因で死亡したため、犯罪被害者の第一順位遺族が遺族給付金の申請をしたときをいう。

(7) 仮給付金の支給を受けた後における申請

法第12条第5項の「仮給付金の支給を受けた犯罪被害者又は遺族について、犯罪被害者等給付金を支給し、又は支給しない旨の裁定がある前に当該犯罪被害者又は遺族が死亡したとき」とは、犯罪被害者が仮給付金の支給を受けた後、重傷病給付金又は障害給付金の裁定を受ける前に死亡したため、その第一順位遺族が改めて遺族給付金の申請をした場合及び第一順位遺族が仮給付金の支給を受けた後、遺族給付金の裁定を受ける前に死亡したため、新たに第一順位遺族となった者が改めて遺族給付金の申請をした場合をいう。

2 (略)

3 仮給付金

(1) 支給の要件

ア・イ (略)

ウ 「速やかに裁定をすることができない事情」とは、犯罪被害者又は第一順位遺族に給付金の一部を支給しないこととすることができる場合（法第6条）、法第9条第2項に規定する期間の末日前で、かつ、当該申請に係る負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前で犯罪被害者負担額が不明である場合、犯罪被害者の障害の程度がいずれの障害等級に該当するか不明である場合、損害賠償（法第8条）等が実施される可能性がある場合等、当該犯罪被害に係る事実関係が未確定であり、それが確定しさえすれば所定の額の給付金を支給することができることとなるような事情である。

エ 「犯罪行為の加害者を知ることができず」というのは、当該犯罪被害に係る

事実関係に関し、速やかに裁定をすることができない原因事情の例示の一つであるから、仮に、いまだ犯罪行為の加害者を知ることができない場合等であっても、捜査活動等の結果、当該犯罪被害に係る事実関係が明らかとなり、裁定を行うことができる状況に達しているときには、仮給付金の決定ではなく、給付金の支給に係る裁定を行うこととなる。

(2) 仮給付金の額

ア 令第16条の仮給付金の額は、給付金の支給に係る裁定が行われた場合に仮給付金を返還させることとならないように決定する。そのため、仮給付金の支給決定の際にその不存在を認定できない減額事由がある場合には、仮に事後に当該減額事由が存在することが認定されたとしても仮給付金を返還することを要しない額の支給を決定する。また、これに加えて、損害賠償が実施され法第8条第1項の規定により給付金が調整される可能性があるなどの場合には、当該損害賠償の価額等を差し引く。

イ 仮給付金については、給付金の支給に係る裁定が行われるまでの間、複数回支給決定を行うことができる。

なお、上記のとおり、仮給付金の額は、給付金の支給裁定が行われた場合に仮給付金を返還させることとならないように決定することから、2回目以降の仮給付金の支給決定の際には、既に支給した仮給付金の額を控除した上で額を決定する。

ウ 仮給付金の支給決定の要否及び時期の判断に当たっては、個々の犯罪被害者等の経済状況、傷病の程度、負担する療養に要した費用の多寡の事情に応じ、犯罪被害者等の負担の軽減を図る観点から決定する。

エ・オ (略)

カ 仮給付金の額の算定に当たっての端数処理については、第4-10-(1)及び第4-10-(2)と同様である。

第13 経過措置

次に掲げる行為については、第1から第12までの規定にかかわらず、それぞれの法律、政令又は規則の施行に伴う経過措置の適用を受ける。

1-11 (略)

12 平成30年4月1日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第94号)附則第2項及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則(平成30年国家公安委員会規則第6号)附則第2項に規定する経過措置

事実関係に関し、速やかに裁定をすることができない原因事情の例示の一つであるから、仮に、未だ犯罪行為の加害者を知ることができない場合等であっても、捜査活動等の結果、当該犯罪被害に係る事実関係が明らかとなり、裁定を行うことができる状況に達しているときには、仮給付金の決定ではなく、給付金の支給に係る裁定を行うこととなる。

(2) 仮給付金の額

ア 令第16条の額は、給付金の支給に関する裁定が行われた場合に仮給付金を返還させることとならないような額が適当であるという観点から定められたものである。

イ 仮給付金の額は、原則として、令第16条の額をもって運用することとなる。ただし、損害賠償が実施され法第8条第1項の規定により給付金が調整される可能性がある場合等であって、調整後の給付金の額が令第16条で定める額に満たないときは、調整後の給付金の額を限度とする。

ウ・エ (略)

オ 仮給付金の額の算定に当たっての端数処理については、第4-9-(1)及び第4-9-(2)と同様である。ただし、第4-9-(1)中「3分の1又は3分の2」とあるのは、「3分の2」と読み替えるものとする。

第13 経過措置

次に掲げる行為については、第1から第12までの規定にかかわらず、それぞれの法律、政令又は規則の施行に伴う経過措置の適用を受ける。

1-11 (略)